入　札　説　明　書

茨城県のいばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　令和８年 10 月 29 日

２ 入札対象工事

(1) 工事名　　いばらき予防医学プラザ防火シャッター修繕工事

(2) 工事場所　茨城県水戸市笠原町 993－2　いばらき予防医学プラザ内

(3) 工事概要　防火シャッター修繕工事　一式

(4) 工　期　　契約日から令和９年３月 26 日（金）まで

(5) 建設工事の種類（業種区分）　建具工事

３　担当部局

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番地６

茨城県保健医療部健康推進課健康増進担当

電話 029-301-3229

E-mail care3@pref.ibaraki.lg.jp

４　競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 令第 167 条の４第１項の規定に該当していない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成７年茨城県告示第 473 号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を単体として受けている者であること。

(3) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

(5) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。

５　競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（様式第３号。以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（様式第４号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各１部を持参又は郵送により提出し、競争参加資格確認通知書（様式第６号）の交付を受けなければならない。

(ｱ) 申請書等の提出期限・場所

・令和８年 11 月 11 日（水）　17 時必着

・場所　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番地６

茨城県保健医療部健康推進課　健康増進担当

(ｲ) 申請書、資料の作成説明会

実施しない。

(ｳ) 申請書、資料のヒアリング

実施しない。

(ｴ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として８日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第７号）第１条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(ｴ)の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内（休日を除く。）に保健医療部健康推進課長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。

(3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

６　設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は次により閲覧に供する。

(ｱ) ホームページ

茨城県保健医療部健康推進課　健康増進担当

URL：https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/zukuri/kenkouzukuri.html

(ｲ) 茨城県保健医療部健康推進課

・期間　公告の日～ 令和８年 11 月 11 日（ただし、休日を除く）

９時から 17 時まで（ただし、正午から 13 時を除く。）

・場所　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番地６　茨城県保健医療部健康推進課　健康増進担当

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き、ファクシミリ又は電子メールにより行うこと。

回答は、書面又は電子メールをもって行い、(1)の場所で閲覧に供する。

・質疑受付時間

公告の日～令和８年 11 月５日（ただし、休日を除く。）17 時まで

・書面の提出先　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番地６　茨城県保健医療部健康推進課

・電子メールアドレス care3@pref.ibaraki.lg.jp

・回答閲覧期間

令和８年 11 月９日～ 令和８年 11 月 11 日（ただし、休日を除く。）

いずれも９時から 17 時まで（ただし、正午から 13 時を除く。）

7　現場説明会

実施しない。

ただし、以下の期間に必要に応じて工事場所等の現地確認を行うことができる。現地確認に当たっては、18 の担当部局に事前に連絡し、承認を得ること。

・現地確認期間

公告の日から令和８年 11 月 11 日（水）までの９時から 17 時まで（ただし、休日を除く。）

8　競争入札執行の日時及び場所

(1) 日時　令和８年 11 月 27 日（金）10 時から

（持参又は郵送による入札書の受領期限は、令和８年 11 月 26 日（木）17 時必着とする。

（郵送の場合は書留郵便に限る。））

(2) 場所　茨城県水戸市笠原町 978 番６　茨城県庁　１階　入札室

（郵送の場合の送付先　〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番地６　茨城県保健医療部健康　推進課　健康増進担当）

9　予定価格

13,391,510 円（消費税及び地方消費税を含む。）

10　入札方法等

(1)　入札に当たっては、下記の書類を提出すること。

・入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和 43 年茨城県規則第 69 号）様式第１号）

・工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

・連絡担当者の名刺１枚

・競争参加資格確認通知書の写し

(2) 入札書は、持参又は郵送するものとし、電子メールによる入札は認めない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

また、入札書余白に「くじ番号（任意の３桁の数字）」を記入して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は「000」とみなす。

郵送による入札書の提出に際しては、封筒を任意の二重封筒とし、次のとおりとする。

・中封筒は、入札書を入れて、封かんのうえ、「入札書在中」を朱書き表記し、開札日、入札に係る工事名、入札参加者の商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記すること

・表封筒は、入札書を同封した中封筒、工事費内訳書、連絡担当者の名刺１枚、競争参加資格確

認通知書の写しを入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所及び入札執行課（所）名、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を表記し、併せて「入札書在中」及び開札日を朱書きすること。

電子メールによる入札書の提出に際しては、電子メール題名に入札書と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、(1)の書類を画像ファイル(tif、jpg、png)に変換し、パスワードを設定したうえで、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は 10 メガバイトとなっているので、注意すること。）

(3) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守すること。

(4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。

(8) 入札執行回数は、１回とする。

(9) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格の申込者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(10) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(9)によらず、その者を落札者としない。また、あらかじめ最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(9)によらず落札者としない。

(11) 落札となるべき同額の入札をした者が２者以上あるときは、入札書のくじ番号と、茨城県建設工事等電子入札システムにおける電子くじ判定の計算式を基に、落札者を決定する。なお、入札書提出日時は、郵送による場合は書留等の到着時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点とする。入札書提出日時が同じ場合には、郵送による場合には書留等の引受時点、電子メールによる場合は電子メール受信時点を比較して早い者を、入札書が先に到達したものとみなす。

(12) 書類提出後に入札を希望しない場合には、辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出締切日までに辞退届を郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。期限

までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

入札を辞退したものは、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

11　入札保証金

免除する。

12　工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

(2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。

(3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。

(5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

13　契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14　調査基準価格

設定しない。

15　最低制限価格

設定する。

16　請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第２号）により、契約書を作成するものとする。

17　支払条件

(1) 前払金

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社（(2)において「保証事業会社」という。）と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、その４割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、２割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。
なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

18　入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ｱ) 入札について不正の行為があった場合

(ｲ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ｳ) 指定の入札日時までに到達しない場合

(ｴ) 入札書を２通以上提出した場合

(ｵ) 他の代理を兼ね又は２人以上の代理をした場合

(ｶ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合

(ｷ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 開札時点において２に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

19　火災保険付保の要否

否

20　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

21　その他

(1) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、又は無断で他の目的に使用することはしない。

(2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

(3) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町978番地６　茨城県保健医療部健康推進課健康増進担当

電話 029-301-3229　E-mail care3@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

URL：https://kennsetugyou-ibaraki.jp/download/#permit